

横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成21年12月8日（火）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 吉備委員
中里委員 田村委員
- 4 欠席委員 野木委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成21年12月8日（火）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
平成20年度児童・生徒指導上の諸問題「暴力行為」・「いじめ」の状況調査について ほか
- 3 請願等審査
受理番号489 要求書（「新編 新しい歴史教科書」（自由社版）の採択決定の撤回）
- 4 協議事項
「特別支援教育を推進するための基本指針」の策定について
- 5 審議案件
教委第47号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 6 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

ただいまから、教育委員会定例会を開催いたします。
本日は、野木委員から欠席の連絡を受けております。
まず、会議録の承認を行います。前回平成21年11月24日の会議録署名者は、中里委員と私です。会議録につきましては、すでにお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

田村教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

- 11/27 本会議（第1日）決算議決、議案上程・質疑・付託
- 12/ 3 本会議（第2日）一般質問
- 12/ 7 こども青少年・教育委員会

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 11/28 埋蔵文化財センター移転に伴うオープニングセレモニー（旧野七里小学校）
- 12/ 2 横浜市立中学校総合体育大会閉会式（横浜文化体育館）

(2) 報告事項

- 平成20年度児童・生徒指導上の諸問題「暴力行為」・「いじめ」の状況調査について
- 横浜教育実践フォーラムの開催について

3 その他

- 行政刷新会議「事業仕分け」による本市事業への影響について

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。
特にご質問等がなければ、先程、教育長より、別途所管課から説明とありました「平成20年度児童・生徒指導上の諸問題「暴力行為」・「いじめ」の状況調査」について説明をお願いします。

灘邊児童・生徒指導担当部長

齋藤児童・生徒指導担当課長

【「平成20年度児童・生徒指導上の諸問題「暴力行為」・「いじめ」の状況調査」について説明】

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。

小濱委員

小学校における暴力行為が増加していることに関しまして、資料に小学校の児童指導体制の強化ということが書かれております。専門の教諭を配置することは良いことだと思いますが、暴力行為の増加は複雑な歴史的・社会的な要因がありまして、単純に申し上げますと、先生の指導の性格というものが昔と変わってきて、「お子様中心主義」になっていまして、子どものための教育ですから子どもを尊重するのは自明のことですが、その尊重の仕方が尊重しすぎる風潮があるのではないかと思います。例えば、現場から時々聞こえる声として、体罰の問題ですが、体罰絶対禁止となっております、体罰がどの程度のものを指すのか規定されていると思うのですが、わがままを言っている子どもをきちんと叱るときには、時には教科書で頭を叩くといったことも行っていいと私は思っています。しかし、そういうことも体罰とされてしまいますので、先生がそれに怯えてなかなか厳しい指導が出来ないという状況があるということをしばしばお聞きします。難しい問題だとは思いますが、これらのことについては少し変えていく必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

齋藤児童・生徒指導担当課長

学校教育法の第11条で、懲戒については、体罰があってはならないと規定されており、罰として肉体的苦痛、身体的苦痛を与えていること自体が体罰となります。法律で禁止されていることでありやってはならないことと考えております。

小濱委員

その規定を、特に若い先生が過剰に気にしてしまうところがあるようで、例えば悪いですが「となりのトトロ」のアニメーションに登場する女性の先生が子どもをポンと叩くシーンがあり、昔は当たり前のようにありました。体罰の線引きをもう少し緩くできないのかなと思うのですが。

田村教育長

体罰と暴力行為を混ぜて考えることは危険であると思っております。体罰については、学校教育法の中で、懲戒はしてもよいが、体罰はしてはならないとなっております。体罰の定義というのはいわゆる物理的有形力の行使だと思います。となりますと、押したりとか手を引っ張ったりすることも該当すると思っております。

天草市での事件の最高裁判決の中で、体罰に至る経過や体罰の程度の内容によっては必ずしも体罰には該当しないという判決が出されています。これはある意味画期的な判決でしたが、文部科学省の基本的な体罰に係る指導や見解はそれ以降も変わっていません。指導上の延長線上で明確な指導意図をもって制圧をするというのは、それ自体体罰に当たらないと思っておりますが、保護者の方の受け止めも敏感になっており、また、子ども自身が挑発するようなケースもあります。教員の側も体罰条項を盾に子どもと関わらないということは本末転倒だと思います。この件については、議論をもっとしていくことが必要だと思います。

指導側の問題で、それが暴力行為に繋がっているとは思いませんが、子どもとの関わりの中で小濱委員がお話になったことは、現場の先生が一番感じていることだと思いますし、天草事件のことも校長会でお話ししましたが、社会的な理解を得られないと、指導の現場で教員がとても苦しんでいるという実態があるのだと思います。

小濱委員

子どもがこのような授業妨害を行ったから、やむを得ず行ったという背景も含めた理解がきちんと行き渡り共有されるのであれば、何もかもが体罰であるという認識はなくなると思いますし、それが望ましいと思います。

灘邊児童・生徒指導担当部長

基本的な考え方としましては、10月の全体校長会議でも私からお話ししましたが、暴力行為につきましては、毅然とした態度で、ぶれない指導をしてほしいとお願いいたしました。社会で許されないことは、学校でも許されないことだということを基本姿勢として指導を行っていただきたいとお話をいたしました。

中里委員

大人が力をもって抑えようとする、子どもは必ず力に頼ることは事実であると思います。それは、家庭で暴力的に養育されてきた子どもは、比較的すぐに力に頼ってしまう事例がたくさんあります。私は教育はそういった形ではないのだと思います。

毅然と物事の善し悪しを理解させる大人の存在が減ってきていることは事実だと思います。毅然と物事の善し悪しを理解させることが大切であると思います。現実的には保護者の考え方が多様化していることも事実です。例えば、子どもは学校で楽しく生活してくれればよいという考えの保護者も多いです。厳しいことは避けていきたがる傾向があります。しかし、学校は教育の分野で言えばプロ意識をもつべきだと思います。学校は毅然として、「こういう教育は必要です」ということを家庭にきちんと啓発していき、協力関係の中で取り組んでいく必要があると思います。

子どものおかれている環境は様々で、よくこの子は学校に通ってきているなというほど非常に切羽詰まった状況のお子さんも事実いらっしゃいます。

良いことは「良い」いけないことは「いけない」という毅然とした態度は言葉でも教育の中できちんととれると思います。その中でやっていくことが良いのだと思います。

資料に述べられている現実にある問題というのは様々ありまして、指導者の問題もあるでしょうし、集団の子どもの雰囲気や歯止めが利かないケースもあるかと思っています。私が学校を回っている中で、小学校の学級崩壊も深刻で、その中で起きているケースも含まれていると思いますが、学校によってはクラス分けを校長・副校長・教務主任で最後にチェックして、子どものことを一番よく知っているのは校長ですと胸を張っておっしゃる学校もあります。学校がどのように変わりましたかと尋ねますと、学級崩壊は見られなくなりましたという返事でした。ほかにも、高学年で専科の先生も含めて2クラスを3人の先生で見えるようにして、一人ひとりを細かく見ていくという取組をしているところもあります。このような工夫がいろいろな学校で行われているのですが、スキルが横に伝わっていないということを感じますので、事務局として伝える方法について考えていただきたいと思います。

小濱委員

毅然とするというのは正にその通りであります。現場というのはいろんなケースがありまして、先生と生徒の相性であるとか、学級の雰囲気やまとまらなくなって崩れてきていることがあった場合に、背景にあるものをきちんと正していくことが大事だと思います。

件数が増えていることを見ましても、教室の雰囲気が緊張感のない緩んだものになってきていて、家庭も含めた社会背景というもののなかで、個の自由を過度に尊重した結果、わがままと自由をはき違えるようなケースがあり、それが社会風潮になっているのだと思います。その社会風潮に対して大きなレベルのことをしていけないと、数を減らすことには繋がらないのではないかと考えております。

田村教育長

明らかな上昇傾向が見られますが、暴力行為や非行だけを見ますと、戦後間もない時期には凶悪なものも数多くありました。この神奈川県の数値は全国一の数字であります。ただし、毅然とした対応をするということも毎年この場で言っていることで、それが数字として表れていないのも事実です。学校が有効な対策としてどういうことを打ち出せるかというところ、これは限られていまして、教育の中で規範意識や規律をしっかりと教えていくことが必要だと思いますし、通り一遍の取組では有効な解決策は見い出せないと思っています。

また、家庭教育を親が責任をもって行うことは教育基本法にも新たに書かれておりますので、このようなことをもっと家庭に対する発信として、家庭学習の冊子をつくったりしていますが、それぞれの対策を複合的にやっていくことで右肩上がりを解消していけるようにしていきたいと思っています。

吉備委員

暴力についてですが、父親と母親の見解の違いはどこの家庭にもあると思います。資料にある文部科学省の定義を見ますと、「同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った」「偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、暴行を加えた」とあり、今子ども達のコミュニケーション不足が言われている中で、このようなことが人生の中で一度でもあってはいけないと思っているお母さんはとても多いかもしれません。ただ、この会議室にいる男性の方々が自身を振り返ったとき、とっくみあいのけんかをしながらも、周囲が解決に向かう方向を提示し、最終的には仲直りしていいチームワークを卒業までの間に組んでいった、子ども達の中で解決していたケースを思い起こされないでしょうか。今コミュニケーション不足が言われる中で、けんかすらしたことない、だからけんかの程度もわからない、または、けんかをしてはいけない、毎日学校ではただただ平穏に問題なく過ごしてきなさいと言う家庭が多いという印象を受けます。

学校でも、幼稚園でも保育園でもあることだと聞いていますが、絆創膏1枚貼れば済む怪我だけで、「怪我されました」「ちゃんと見ていなくて失礼しました」という電話がかかってくる、学校でも丁寧な電話をしたりと、説明責任なのか報告責任なのかわかりませんが、何か社会全体が敏感に子ども達が経験としてすべきもめごとすらしてはいけないというような風潮を起させようとするきらいがあると非常に感じます。やはり今大切だと思うのは、父親の存在だと思います。暴力・いじめを考えた時に、市PTA連絡協議会などの取組もあると思いますが、学校・家庭・地域と言われる中で、家庭の大半は母親とのコミュニケーションになっていると思うのですが、今一度このような問題に対してはもう一度父親が出てきてもらって、市P連で特別チームを作ってもらおうとか、何か違った切り口で各家庭で見つめてもらえるようにしていただけないでしょうか。それから、いじめについてですが、いじめられている数が出ているのですが、男女比は出ないでしょうか。必要なデータであると思います。

田村教育長

学校があるいは教育委員会が学校や社会に対してメッセージを発信していかないと難しいと思います。今のお話を聞いておりました、もっともだと思ふ反面、なかなか難しいのではないかと思いますのは、父親の役割ひとつ捉えましても、学校から保護者に対してそのような発信の仕方というのは、非常に難しい、それを言うこと自体がはばかれるようなことがあるのだと思います。ただ、一方で有効な手立てはそのようなところにあるのだと思いますが、その部分に踏み込んでいけないということがございます。

吉備委員

この件に関して、市P連との協議は行っていますでしょうか。

齋藤児童・生徒指導担当課長

携帯電話の問題については、継続的に協働して取組をしております。先ほどの男女比のご質問に戻りますが、資料にはございませんが、中学生ですが、いじめについては、男子が297人、女子が252人とほぼ半々でございます。暴力については、男子がほとんどで9割ぐらいです。

かつては、子ども同士のぶつかりあいがあって、それを自分たちの力で乗り越えて、地域のお兄さんお姉さんの協力を得て、だんだん成長してきたという時代背景がありました。「群れ合い体験」と言うのですが、現在はそのような体験が子ども達にはありません。周りとうまくやっていくためには我慢しなければならない、しかし、その我慢する体験もありません。そのような体験のない中で育ってくるものですから、子ども達同士のトラブルが上手に解決できずに、いきなり手が出てしまうということになります。事例にもございましたが、机の上のものが床に落ちて、そこをたまたま通りかかったお子さんが踏みつけただけで、殴りかかるというのがございます。「気をつけてよ」「ごめん」で済むことなのですが、そのような思いやる心であるとか、上手に自分の気持ちを伝える力であるとかが育っていないのだと思います。そこで、取組といたしまして、子どもの社会的スキル横浜プログラムを全校で現在推進していただいておりますが、子ども達が成長の過程で積み残しの課題をたくさん抱えています、そこを学校の中で補充していくことが大事なのかと思っております。

市P連との協議する場は必要かと思っておりますので検討させていただきたいと思っております。

小濱委員

吉備委員のご提案はとても良いと思うのですが、先ほど教育長から技術的な難しさのお話がありましたが、それに加えて、現在の父親は戦後教育を受けてきた方たちで、よく戦後民主主義の悪平等と言われるところでありまして、お父さん達の影が薄いと言いますか、仕事が忙しいとかの理由だと思いますが、昔から日本の家庭はそうかもしれませんが、母親の方が存在感があって、怖いという家庭が多いと思います。また豊かになったことで個人主義化が進んでいますから、親の方も家庭の中のことでは母親任せの父親が多いとか、学校では個人主義が進んで離合集散が激しくなっているなど、難しい部分があるのだと思います。

中里委員

現職の時に、新入生保護者説明会の際に、「学校は集団生活を送るところで、行き違いやトラブルがあって当たり前です。そこで大事なことは、けんかをして何を子ども達が学んでいくのかが大事です。そして、周りの大人達は子どもに何を学ばせていくかが大事です」と毎年お話ししていました。

私は暴力行為・いじめの数を減らしていくことだけに先走らないでほしいと思っています。あって当たり前のことだからです。ただし、今までと違うのは幼少の時期、幼稚園などの時期に小競り合いで学べたことが、年齢が上がってきているのだと思います。ですから、怪我につながったり、器物損壊につながっているのだと思います。本当は小さい頃にいろいろとトラブルをしながら学べる機会がなかなかないのが現実だと思います。そのような中での対策では、年齢相応の社会的スキルや規範意識がポイントだと思います。この点で学校教育はがんばれると思います。「学校も一生懸命取り組んでいます。家庭でも一生懸命取り組んでください」と啓発できるのではないかと思います。

今田委員長

教育長に伺いたいのですが、天草市の事件があり、裁判で教育委員会がよくあそこまで主張を継続してきたなと思いました。あのようなことがあって、良い意味で現場の先生も然るべき立場でサポートしてくれるところがあるという印象を与えたのかと思います。今の世の中を踏まえてでも、こういうことは了とされているということプロパガンダする必要があると思いますがいかがでしょうか。

田村教育長

繰り返しになりますが、天草事件について校長会で取り上げてお話ししたのは、あの事件は外形だけ見ると学校教育関係者は誰もが体罰だと言います。ですから、ずっと争ってきたわけです。しかし、一般的な常識でその事件の全体像を見たときに、それを体罰と言うのではどうなのかということが出されたわけです。しかし、その事件以降も各学校が指導のやり方を変えたわけではないところが難しいところであると思います。

校長先生には、体罰だからいけないのだということが教員の指導を萎縮させたり、過度に控える傾向があったり、それを理由に逃げることがないように毅然とした対応、勇気をもって子どもと向き合うようにとお話ししています。しかし、真正面から向き合って理解されたかと思えば、後から叱られたということになりますと、ますます現場は萎縮してしまいますから、そのようなことをどれだけみんながうまく共有していくことができるかが重要であると思います。いずれにいたしましても難しい問題であります。

今田委員長

特に課題を抱える子ども達に対する、学校としての家庭主義的な対応を、先生みんなが気にしてくれているという雰囲気、家族主義的な感性を忘れずにいてほしいと思います。

田村教育長

認知件数は神奈川県はとても正確に捉えているのだと思います。東京よりも多いはずがないのではないかとこの考えもありますが、各教育委員会で捉え方も違うと思いますので、それを前提に有効な対策を考えていく必要があると思います。

今田委員長

課題は多いですが、引き続き取組を進めていただきたいと思います。他にご質問等がなければ、次に、「横浜教育実践フォーラムの開催」について説明をお願いします。

池尻教育政策課長	【「横浜教育実践フォーラムの開催」について説明】
今田委員長	所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。
中里委員	2階ホールの小中一貫教育のカリキュラム・マネジメントと5階505のP S Yの取組の時間が重複しています。とても関心の高い事柄だと思いますが、時間を変えることは難しいでしょうか。
池尻教育政策課長	次年度以降配慮してまいります。
中里委員	資料の裏面のP S Y学校公開についてですが、ぜひ指導主事の先生方にも手分けして参加していただきたいと思います。フォーラムの前日でお忙しいと思いますがよろしくお祈いします。
池尻教育政策課長	これまでもP S Yの学校公開では、指導主事ができるだけ参加するようにはしておりますので、今回もそのようにしてまいります。
吉備委員	5階504の高校改革の取組はどのような内容でしょうか。
大塚教育政策課首席指導主事	教育分科会の内容については、現在各分科会において検討中であり、詳細については承知していない状況です。
吉備委員	もし可能であれば、南高校の件が進んできている中で、来年度もインフルエンザ等で学校公開が難しくなる可能性があると思いますので、希望者の相談ブース等の設置がこういった場でできないかと思ったのですがいかがですか。
内田総務部長	高校は前期選抜試験の直前ですので、高校側からはこの時期にここに来て何かするというのは難しいという意見をいただいております。
今田委員長	他にご質問等がなければ、次に、「行政刷新会議「事業仕分け」による本市事業への影響」について説明をお願いします。
高橋総務課長 福山総務課担当係長	【「行政刷新会議「事業仕分け」による本市事業への影響」について説明】
今田委員長	所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。

田村教育長	<p>先日の市会でも質問がありまして、理科支援員等についてお答えしました。いずれにいたしましても、かなり影響があるということと、国の肩代わりに横浜市が独自予算を組むというのは難しいことであることをご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、道徳教育推進の「心のノート」については、新学習指導要領の柱の1つが道徳教育の充実となっていますので、これまで、もしかすると利用があまり芳しくなかったものを、積極的に利用してほしいと言ってきた矢先のことですので、懸念されることだと思います。しかし、国全体の動きのことですので、少し様子を見ることしかできませんが、情報が入ってきましたのでご報告させていただきました。</p>
今田委員長	<p>特にご質問等がなければ、議事日程に従い、請願等審査に移ります。受理番号489の「要求書」について、所管課から説明をお願いします。</p>
漆間学校教育 部長	<p>【請願等審査 受理番号489の「要求書」について】</p> <p>教科書採択に関する要望1件でございます。受理番号489の内容は、「自由社の教科書は、大きな問題を孕んでおり、これからの日本を担っていく若い人たちにとってふさわしいものではない。また、審議会の答申を無視し、教育委員の恣意的な判断により決定されており、手続き上公正さを欠いている。よって、採択決定の撤回とやり直しを要望する。」というものです。</p> <p>これに対する考え方ですが、「平成22年度に市立学校で使用する教科書につきましては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成21年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成21年8月4日の教育委員会定例会において、適正・公正に採択を行いました。なお、採択にあたっては、教科書取扱審議会の答申や、教科書見本本等の資料を参考とし、総合的に判断し採択を行いました。」であります。以上でございます。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。</p> <p>特にご質問等なければ、受理番号489の要求書につきましては所管課の考え方に沿った回答とすることよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">< 了 承 ></p>
今田委員長	<p>では、そのようにいたします。なお、それぞれの回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。以上で請願等審査を終了します。</p> <p>次に、議事日程に従い、協議事項に移ります。「特別支援教育を推進するための基本指針」について説明をお願いします。</p>
漆間学校教育 部長 仲俣特別支援 教育課長	<p>【協議事項 「特別支援教育を推進するための基本指針」について】</p>
今田委員長	<p>所管課から説明が終了いたしました。何かご質問等ございますか。</p>

小濱委員	29ページの「その他のご意見」にある、「理念も方針もすばらしいが、人の配置と予算の確保が必要である」という意見に対してどのように対応していくのでしょうか。
仲俣特別支援教育課長	全庁的な合意の中で具体的な事業として位置づけられるように努力していきたいと思います。
中里委員	<p>以前も申し上げましたが、「子どもの教育的ニーズ」という書きぶりですが、中教審の「特別支援教育を推進するための制度のあり方について」の答申には、表現が若干違います。「特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し」となっております。ニーズを把握するのとニーズに応えていくのではレベルが異なるのだと思います。</p> <p>学校教育の役割というのは、特別支援教育においても同じだと思います。自立は共通したものだと思います。自立には身体的、精神的、社会的、情緒的自立など様々ありますが、最終的には集団の中で学んで、できる範囲の中で社会的な自立の力を身につけさせていくことが必要です。特に障害があればなかなか困難ではありますが、なおさらのこと必要なことだと思います。</p> <p>先日、本郷特別支援学校などにお伺いしましたが、どの学校でも自立という点に力をおいて取り組んでおられます。本郷特別支援学校は重度の障害をおもちなのですが、保護者のニーズが一对一の介助的な部分に重点が置かれていると感じました。障害を抱えながらも自立していける力を身につける方向になっていただければと思います。</p>
仲俣特別支援教育課長	教育的ニーズという言葉については、前回もご意見をいただきました。保護者の意向だけがニーズとは捉えておりませんとご説明したかと思いましたが、お考えに違いはないと考えておりますので、表現の問題かと思えます。「一人ひとりの教育的ニーズを把握した上で、一人ひとりのもてる力を最大限に引き出し伸ばしていくのに適切な教育を行っていく」というように丁寧に説明したいと思います。
中里委員	その言葉の説明を別枠で設ければよいかと思います。
吉備委員	9ページの6の「地域との連携と貢献」の②にあります、「地域の人材の活用と育成」と書かれていますが、これは特別支援学校に限らず、今後の方面別（仮称）教育事務所の展開の中で、各学校は今まで同様に努力をしていただかなければなりません。方面別（仮称）教育事務所では、今までになかった部分の機能を作っていくということになると思います。しかし、特別支援学校に限らず、方面別（仮称）教育事務所における地域人材の充実と活用についての具体的方法が見えてきていません。今後お示しいたきたいと思います。
漆間学校教育部長	特別支援学校というレベルでなく、学校全体のレベルで、地域連携も含めまして、大きな視野で学校が何を望んでいるのかを考えていく方向ですので、今後指導主事の配置等も含めてご提案していけるかと思えます。

今田委員長	<p>概要版のⅢの目指すべき姿のところですが、断片的にそれぞれ書かれています。繋がりが見えません。小中学校と高等学校との関係、普通学級、個別支援学級、通級指導教室との関係など、流れとリンクさせる、それぞれの関係がわかるようにしていただきたいと思います。</p> <p>また、指針案の「はじめに」の部分では、重要な部分をゴシックにするなど、拾い読みでも大まかな意味がつかめるように工夫をしていただきたいと思います。</p>
漆間学校教育 部長	工夫していききたいと思います。
今田委員長	<p>他にご質問・ご意見がないようですので、各委員の意見を踏まえ、策定をしてください。</p> <p>次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。教委第47号議案「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正」について説明をお願いします。</p>
漆間学校教育 部長 吉富教育改革 推進担当課長	【教委第47号議案「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正」について】
今田委員長	<p>所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。</p> <p>私から質問いたしますが、特例校の申請というのは、どこにどのようにするのでしょうか。</p>
吉富教育改革 推進担当課長	<p>教育課程の特例のことですが、数年前までは総務省の特区ということだったのですが、近年は文部科学省に教育課程の特例ということで申請をしております。具体的には、高学年の内容を一部中学年で行うとか、中学校の内容を一部小学校で行うという変更があるときに申請の対象となり、申請を行うということになります。</p>
田村教育長	教育課程の特例校について、事務的には文部科学省と調整を進めているところでもあります。
漆間学校教育 部長	<p>学習指導要領の内容は、例えば、この年度にはこの内容をしなければならぬとか、教科によって順序制が決まっておりますので、それを少し崩すような形の申請をすることによって、より効果的な教育ができるというものであります。</p>
中里委員	これまでの具体的な成果について教えていただけますでしょうか。
吉富教育改革 推進担当課長	<p>釜利谷西小学校では、以前は7～8割以上が私学や他学区に進学していましたが、今では7～8割以上が指定校である西金沢中学校に進学しています。また、両校から聞いている話では、中学校1年になったときのいわゆる「中1ギャップ」が以前に比べて解消された、あるいは、学力的にも向上が見られると聞いています。すべてが小中一貫によるものではないと思いますが、連携を図ることによって効果が見られるという報告を受けております。</p>

漆間学校教育 部長	子ども達も大変落ち着いてきていると報告を受けております。
中里委員	教員側の負担もあると思いますが、その点については聞いていますか。
漆間学校教育 部長	例えば、中学校の教員が小学校の教員の教科指導法を学んだり、小学校の教員が中学校の教員の生徒指導のノウハウを学んだり、中学校は教科担任制ですので、小学校の教員が理科や体育の専門的知識に関するアドバイスを受けてたり、教育内容や方法についてのレベル向上が各教師ができてきたというような具体的な例が見られます。
小濱委員	緊密な連携のモデルだと思いますが、将来的にこのような学校を増やしていった場合に、教材などについて小学校に中学校用の教材を使うことは可能なのですか。
漆間学校教育 部長	学習指導要領で決められた学習内容を入れ替えたり、前倒しする場合には、特例校の申請が必要となります。申請し認められれば可能だと思います。
今田委員長	他にご質問等なければ、原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	それでは、原案のとおり承認します。本日の案件は以上です。その他、委員の皆さんから何かございますか。特にご発言等なければ、事務局から報告事項はありますか。
高橋総務課長	12月7日、個人1名から、山内図書館の指定管理者の指名案件に関する情報の提供等に関する請願書が提出されました。本請願書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第4条の規定に基づき、教育長専決により、回答させていただきます。 次回の教育委員会臨時会については、12月22日、火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしく申し上げます。
今田委員長	皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は12月22日、火曜日の午前10時から開催することとします。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時5分]